

## 第6章 国内総支出・生産の推計

### 1. 国内総支出の推計

#### (1) 民間最終消費支出

民間最終消費支出は a . 家計最終消費支出に b . 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、「民間最終消費支出」に一般政府および対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供される「現物社会移転」を加算したものが、93SNA により新たに導入された「現実家計最終消費」となる（「現物社会移転」については、第8章「4. 現物所得の再配分勘定の推計」を参照のこと）。

#### a . 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成っている。

家計最終消費支出 ( = + - )

国内家計最終消費支出

居住者家計の海外で直接購入

非居住者家計の国内での直接購入 ( 控除 )

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、居住者家計の海外での直接購入、非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』（大蔵省・日本銀行）に基づいて推計している。

国内家計最終消費支出推計の基本体系

#### 1. 名目値の推計

##### (i) 暦年計数の推計

家計最終消費支出暦年計数は、コモ法によって推計される産業分と政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」を合算して推計される。コモ法では、コモ8桁品目で推計され、各品目は86目的別分類に集計することによって、マトリクスが作成される。同様に、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」についても86目的に分類され、これをコモ法によるマトリクスと合算することにより、86目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリクス（コモ集計マトリクス）（暦年計数）が作成される。なお、家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、86目的コモ集計マトリクス各要素は形態分類（4形態）

のいずれか一つに対応するよう設計されている。

(ii) 四半期計数の推計

で詳述する人的推計方法（家計調査法および直接推計法）によって、コモと同様の 86 目的マトリクス四半期計数を推計し、これによって四半期分割する。

(iii) 表章形式

86 目的別分類および 4 形態分類別集計し、それをまとめた 12 目的分類、4 形態分類で表章する（表 6 - 1、縦：目的分類、横：形態分類）。

人的推計方法

人的推計は、家計調査法（農家世帯、非農家普通世帯、単身世帯）と直接推計法に分けられる。

(i) 家計調査法概要

世帯を農家世帯、非農家普通世帯および単身世帯に区分し、各世帯について、以下のような算式により、86 目的分類毎の消費支出額を推計する。

農家世帯消費支出推計値

$$= \text{『農家経営動向統計』(農林水産省)の一世帯当たり品目別消費支出額} \\ \times \text{人員調整係数} \times \text{農家世帯数}$$

非農家世帯消費支出推計値

$$= \text{『家計調査』(総務庁)の全国全世帯一世帯当たり品目別消費支出額} \\ \times \text{人員調整係数} \times \text{全国消費実態調査修正率} \times \text{非農家普通世帯数}$$

単身世帯消費支出推計値

$$= \text{『単身世帯収支調査』(総務庁)の一人当たり品目別消費支出額(全世帯)} \\ \times \text{全国消費実態調査修正率} \times \text{単身者数}$$

なお、単身世帯の消費支出推計については、平成 9 年までは、以下のような算式により推計。

$$\text{『全国消費実態調査』(総務庁)をベンチマークとする単身者一人当たり品目別消費支出額} \times \text{単身者数}$$

ただし、

- ア 家計調査法では的確に把握できないため、別途推計する「家賃」および「乗用車購入額」等の品目、ならびに「贈与金」、「仕送り金」等消費支出とみなされない品目を推計対象から控除する。

図6 - 1 86目的×4形態分類マトリクス

	1.耐久財	2.半耐久財	3.非耐久財	4.サービス
<b>1. 食料・非アルコール飲料</b>				
1101 ハン及び穀物				
1102 肉及び肉加工品				
1103 魚及び水産加工品				
1104 ミルク、チーズ及び卵				
1105 油脂				
1106 果物				
1107 野菜				
1108 砂糖、チョコレート及び菓子				
1109 その他の食料品				
1201 コーヒー、茶及びココア				
1202 その他の非アルコール飲料				
<b>2. アルコール飲料・たばこ</b>				
2100 アルコール飲料				
2200 たばこ				
<b>3. 被服・履物</b>				
3101 糸及び生地				
3102 衣服				
3103 その他の衣服及び衣服装飾品				
3104 クリーニング及び衣服の修理				
3201 靴及びその他の履物				
3202 履物の修理費				
<b>4. 住居・電気・ガス・水道</b>				
4100 住宅賃料				
4201 水道料				
4202 廃棄物処理				
4301 電気料				
4302 ガス				
4303 液体燃料				
4304 固体燃料				
4305 熱エネルギー				
<b>5. 家具・家庭用機器・家事サービス</b>				
5101 家具及び装飾品				
5102 絨毯及びその他の敷物				
5103 家具・装飾品及び敷物類の修理費				
5200 家庭用繊維製品				
5301 家庭用器具				
5302 家庭用器具の修理費				
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品				
5500 住宅及び庭用の工具備品				
5601 家庭用消耗品				
5601 家庭用消耗品				
<b>6. 保健・医療</b>				
6101 薬品及びその他の衣料製品				
6102 治療機器				
6200 外来・病院サービス				
6300 入院サービス				
<b>7. 交通</b>				
7101 自動車				
7102 オートバイ				
7103 自転車及びその他の輸送機器				
7201 予備部品及び付属品				
7202 燃料及び潤滑油				
7203 個人輸送機器の捕手及び修繕				
7204 その他のサービス				
7301 鉄道旅客輸送				
7302 道路旅客輸送				
7303 航空旅客輸送				
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				
7305 その他の輸送サービス				
<b>8. 通信</b>				
8100 郵便				
8201 国内電話・電報				
8202 国際電話・電報				
8203 その他の通信サービス				
<b>9. 娯楽・レジャー・文化</b>				
9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器				
9102 写真・撮影用装置及び光学機器				
9103 情報処理装置				
9104 記録媒体				
9105 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費				
9201 楽器				
9202 音楽機器の修理費				
9301 ゲーム及び玩具等				
9302 スポーツ用具等				
9303 庭、草木及びペット関連商品				
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				
9402 文化サービス				
9403 チャンプル性ゲーム				
9501 書籍				
9502 新聞及び定期刊行物				
9503 その他の印刷物				
9504 文房具及び画材				
9600 パッケージ旅行				
<b>10. 教育</b>				
10100 教育				
<b>11. 外食・宿泊</b>				
11100 飲食サービス				
11200 宿泊施設サービス				
<b>12. その他</b>				
12101 美容院及び身体手入れ施設				
12102 個人ケア用器具及び製品				
12201 宝石及び時計				
12202 その他の身の回り品				
12301 生命保険				
12302 非生命保険				
12400 金融サービス				
12500 その他のサービス				

- イ 農家世帯については「臨時費」、「諸会合費」等を、非農家普通世帯および単身世帯については「こづかい費」、「つきあい費」等を各品目に割り振る処理を行う。

(ii) 家計調査法の具体的推計方法

a. 世帯数等の推計<sup>1</sup>

『国勢調査』(総務庁)、『世界農林業センサス』、『農業センサス』(ともに農林水産省)をベンチマークとし、四半期別に『人口推計月報』(総務庁)、『農家経済調査』(農林水産省)および『家計調査』(総務庁)等を用いて、世帯数、一世帯当たり人員を算出する。

ア. 農家

農家戸数

『世界農林業センサス』、『農業センサス』から5年ごとのベンチマークを求め、センサス以降は四半期毎の計数は毎年行われる『農業調査』の結果を用いて補外推計する。

一戸当たり人員

『国勢調査』の一世帯当たり人員をベンチマークとし、中間年は直線補間・補外する。

農家人口

農家戸数 × 一戸当たり人員 による。

イ. 非農家普通世帯

世帯数

人口 ÷ 1世帯当たり人員 により推計。

一世帯当たり人員

『国勢調査』をベンチマークとし、中間年は直線補間・補外する。

人口

総人口(『人口推計月報』による) - 単身者数 - 農家人口 により求める。

1. なお、平成7年を境に、世帯数等の推計手法を一部変更している。平成7年以前の世帯数、一世帯当たり人員の推計手法は以下の通りである。

農 家：『世界農林業センサス』、『農業センサス』から5年ごとのベンチマークを求め、四半期ごとの計数は、『農家経済調査』のパターンで補間、補外して推計。

非農家世帯：非農家普通世帯数と農家世帯数の合計を以下の方法で求め、そこから農家世帯数除いたものを非農家世帯数とする。合計値は、5年ごとの基準改定時点(10月)の『国勢調査』における「2人以上の一般世帯数」をベンチマークとし、中間時点は『労働力調査』の「一般世帯主数(労働力人口+非労働力人口)」で補間、補外して推計。

単身世帯：5年ごとのベンチマークを『国勢調査』の「一人の一般世帯数+準世帯総人員数(施設等の世帯)」とし、中間時点は『労働力調査』の単身者数で補間、補外して推計。

#### ウ．単身者数

『国勢調査』の「一人の一般世帯数」と「施設等の世帯人員」をベンチマークとし、年齢階級毎に単身者比率を求め、各四半期の『人口推計月報』の年齢階級別人口に乘じ、当該期の単身者数を推計する。

#### b．一世帯当たり品目別消費支出額の推計

##### ア．農家世帯

『農家経済調査』（農林水産省）にある『農家生計費統計』から全国平均一戸当たりの品目別購入額を得る。また、全体の額については、『農家経営動向統計』（月報）の費目別（12科目）の支出額を用いる。また、別途直接推計で推計する項目、消費支出とみなされないものについては控除する。

##### \* 控除項目

##### ・ 別途推計するもの

「借地借家料」、「住宅維持修繕費」、「診察代・入院料」、「火災保険料」、「自動車保険料」等

##### ・ 消費支出とみなされないもの

「送金」、「仕送り金」等

##### \* 配分項目

「家計雑費」、「分類不能金」、「その他の交通費」、「その他の教養娯楽サービス」、「観覧料・入場料」、「こづかい」、「臨時費」等

#### 人員調整係数の推計

『農家経済調査』の一戸当たり人員と前述の世帯数推計から求めた農家一戸当たり人員が異なるので、後者のベースに合わせるための人員調整係数によって求めた支出額の修正を行う。

人員調整係数によって支出額を修正するのは、世帯人員が異なれば支出額も違うのが普通であるが、この違いを単純に人員数に比例的に修正することは妥当な方法とは言えないためである。人員調整係数は以下の算式で求める。

$$P = (C \times k) / (C \times h) \\ = \{ (5 - X K) C_4 + (X K - 4) C_5 \} / \{ (5 - X H) C_4 + (X H - 4) C_5 \}$$

ただし、 P : 人員調整係数

C X h : 一世帯当たり人員数が X H 人の場合の消費支出額

C X k : 一世帯当たり人員数が X K 人の場合の消費支出額

X H : 『農家経済調査』一世帯規模（人員数）

X K : 『農業センサス』等を用いて推計した一世帯当たり世帯人員

C 4 : 『農家経済調査』(年報) 4人世帯の消費支出額

C 5 : 『農家経済調査』(年報) 5人世帯の消費支出額

注: 上記の式は、平均世帯人員が4人から5人の間となる場合であり、3人から4人の間となる場合は、3人世帯の消費支出と4人世帯の消費支出を用いた式になる。

## イ. 非農家普通世帯

『家計調査』から全国全世帯一世帯当たりの品目別支出額を得る。なお、農家世帯の推計と同様、直接推計項目、消費支出とみなされない品目については推計対象から控除する。

### \* 控除項目

#### ・ 別途推計するもの

「家賃地代」、「設備修繕費」、「医療サービス」、「自動車購入」、「自動車保険料」、「損害保険料」等。なお、設備修繕の各品目を控除するのは、それらが総家賃の一部に含まれていると考えられるからである。

#### ・ 消費支出とみなされないもの

「仕送り金」、「負担費」の一部、「贈与金」

「こづかい」、「つきあい費」を該当すると考えられる各品目に配分する。この配分にあたっては、『全国消費実態調査』の『こづかい調査』におけるウェイトを用いる。

### 人員調整係数の推計

『家計調査』の一世帯当たり人員と(a)の世帯数推計から求めた非農家一般世帯一世帯当たり人員が異なるので、後者のベースに合わせるため、農家と同様の方法により、『家計調査』から算出した人員調整係数によって、一世帯当たり品目別支出額を修正する。この人員調整係数の算出方法は農家世帯の場合と同様、以下の算式で求める。

$$P = (C \times k) / (C \times h) \\ = \{(4 - X K) C 3 + (X K - 3) C 4\} / \{(4 - X H) C 3 + (X H - 3) C 4\}$$

ただし、 P : 人員調整係数

C X h : 一世帯当たり人員数がX H人の場合の消費支出額

C X k : 一世帯当たり人員数がX K人の場合の消費支出額

X H : 『家計調査』一世帯当たり世帯人員数

X K : 『国勢調査』等を用いて推計した一世帯当たり世帯人員

C 3 : 『家計調査』(年報) 3人世帯の消費支出額

C 4 : 『家計調査』(年報) 4人世帯の消費支出額

(注:上記の式は、平均世帯人員が3人から4人の間となる場合)

#### 『全国消費実態調査』修正率の推計

『家計調査』のサンプル数(調査対象世帯:約8,000世帯)による標本誤差を補正するため、5年に1回実施される『全国消費実態調査』(総務庁)(調査対象世帯:約53,000世帯)を基礎にして品目別支出額を修正確定する。

『全国消費実態調査』時点について『家計調査』一世帯当たり支出額に対する『全国消費実態調査』一世帯当たり支出額の比率を品目別に求め、この比率を各年、各四半期支出額に乗じて修正額を算出する。

#### ウ. 単身世帯<sup>2</sup>

『単身世帯収支調査』から全世帯における単身者の品目別支出額を得、非農家世帯と同様、直接推計項目、消費支出と見なされない品目については、推計対象から控除する。

#### 修正率の計算

『単身世帯収支調査』についてもサンプル数が小さい(拡張前ベースで約700世帯、平成12年からは約750世帯)ため、『全国消費実態調査』の単身世帯の消費支出を用いて補正する。ただし、『単身世帯収支調査』は平成7年から開始されたため、現段階(平成12年)では、『全国消費実態調査』と対応する年の調査がない(平成11年の『全国消費実態調査』の結果がまだ一部しか公表されていないため)。したがって、以下のようにして修正率を求めている。

『全国消費実態調査』(平成6年)から単身者の品目別消費支出額を得、『家計調査』(人口5万人以上の市・勤労者世帯)を用いて平成7年の品目消費支出額の近似値を求める。(平成9年以前の単身世帯の推計手法と同様であり、詳細は脚注参照)。この値と『単身世帯収支調査』における7年の品目別消費支出額とを比較して修正率を求め、この比率を品目別消費支出額に乗じて修正額を算出する。

---

2. 平成10年確々報時点では、平成9年分までの単身世帯消費支出については、『単身世帯収支調査』を用いず、『家計調査』(人口5万人以上の市・勤労者世帯)データを用いた近似的な方法で推計している。

具体的には、

基準時ベンチマークの作成

『全国消費実態調査』から、単身者の品目別支出額、現物消費額を求め、非農家普通世帯と同様の控除、配分を行って、基準時ベンチマークを求める。

中間年次の補間、補外

中間年次については、『家計調査』の勤労者世帯(人口5万人以上の市)品目別支出額によって補間、補外推計する。なお、基準改訂時に、新しい『全国消費実態調査』を用いたベンチマークに改訂し、等比的に修正して算出する。

(iii) 直接推計法概要

家計最終消費支出の概念範囲に含まれるもののうち、家計調査で補足していない、あるいは的確な補足をしていないと考えられる以下の項目 ~ を家計調査法による推計値に加算する。

家賃(持家の帰属家賃を含む)	(	86	目的分類では「住宅賃貸料」に含まれる	)
不動産斡旋料	(	”	「その他サービス」	)
生命保険のサービス料	(	”	「生命保険」	)
損害保険のサービス料	(	”	「非生命保険」	)
証券手数料	(	”	「金融サービス」	)
乗用車購入費	(	”	「自動車」	)
医療費	(	”	「外来・病院サービス」および 「入院サービス」に含まれる	)

(iv) 直接推計法の具体的推計方法

「総家賃」

総家賃 = 総床面積 × 家賃単価

『住宅・土地統計調査』(平成5年調査までは『住宅統計調査』)(総務庁)により、「総床面積」と「家賃単価」のベンチマークを得る。各四半期の推計では、「総床面積」は『建設着工統計』『建築物滅失統計』、「家賃単価」は「消費者物価指数」を用いて推計する。同調査の調査実施年の間においては補間推計を行い、次の調査結果が出るまでは補外推計を行う。

「医療費」

「民間最終消費支出」では患者負担分のみ計上され、社会保険給付分の「医療費」は「現物社会給付」として、「家計現実消費」に含まれることになる。「医療費」の暦年値は全額コモ値で計上されるので、そこから保険給付分を除いたものを、家計消費分の医療費とする。

家計負担分の四半期分割は『基金統計月報』(社会保険診療報酬支払基金)のデータを用いて行なう。

「自動車購入費」

以下の算式によって家計の自動車購入額の暦年値を推計し、『自動車統計月報』(日本自動車工業会)の「新車登録台数(乗用車)」および、『消費者物価指数』(総務庁)の「自動車」のデータを用いて、四半期分割を行う。

家計の自動車購入額（暦年値）

$$= \text{国内総供給額} \times \text{家庭向け比率} \text{（『平成7年産業連関表』）}$$

ここで、国内総供給額とは、

自動車出荷額（『機械統計年報』（通商産業省））+ 輸入 - 輸出（『貿易統計』（大蔵省））

「生命保険サービスチャージ」

保険料から保険金を控除したものを保健会社が算出した保険サービスと見なし、家計消費として計上する。推計手法については、第2章3.(7)bを参照。

「損害保険サービスチャージ」

「生命保険サービスチャージ」と同様、保険料から保険金を控除したものを保険会社が算出した保険サービスと見なし、家計消費として計上する。具体的には、農家世帯、非農家世帯、単身者それぞれについて、

一世帯当たりの損害保険料支払額（自動車、火災、その他）

$$\times \text{世帯数} \times \text{サービスチャージ}$$

によって算出する。

サービスチャージ比率は、（保険料 - 保険金） / 保険料

によって算出する。

なお、火災保険については、家賃の原価に織り込まれていると考えられる部分を控除する。

「証券手数料」

「大蔵省業務資料」、『東証統計月報』より、委託・引受け・募集手数料の家計分（暦年計数）を推計する。四半期においては、『主要勘定残高表』（日本証券業協会）の「委託手数料」を用いて推計する。

「不動産斡旋料」

『事業所統計』（総務庁）から事業所数の伸びを得、『法人企業統計』より求めた、一社当たりの営業収入を乗じて、不動産仲介業の生産額を推計し、これに産業連関表から得られる家計消費割合を乗じて家計消費支出を推計する。四半期計数は『家計調査』（全国全世帯）の「家賃・地代」支出額の傾向で四半期分割して求める。

#### b. 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額から同生産者の商品・非商品販売額を控除することによって推計する（第4章「2. 対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計」を参照のこと）。

## (2) 政府最終消費支出

### a. 年度計数の推計

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の生産額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（非商品販売）を差し引いた一般政府の自己消費に医療費、教科書購入費等の家計への移転支出（現物社会給付等）を加えたものである。

なお、93SNAにより新たに一般政府の現実最終消費の概念が導入されたが、これについては後述する（第8章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」）

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方政府については地方財政統計年報等により中間消費、雇用者報酬等の各項目を積算している。（第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

### b. 四半期計数の推計

一般政府に関連する計数は、決算書等から全て年度ベースで把握されるため、四半期計数の推計に当たっては年度額を以下のとおり四半期分割する。

雇用者報酬は当該四半期別の給与総額で分割する。

中間消費はヒアリング結果によるパターン等で分割する。

生産・輸入品に課される税は年度計数を4等分して四半期に割りふる。

固定資本減耗は原則として年度計数を4等分して四半期に割りふる。

現物社会給付等のうち社会保障給付（医療費分）および戦傷病者等無賃乗車券負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。

現物社会給付等のうち教科書購入費および児童保護費は年度計数を4等分して四半期に割りふる。

## (3) 国内総固定資本形成

### 推計の基本体系

国内総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される。コモ法は各需要項目について品目別の暦年計数を推計するものであり、一般政府や企業といった主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、コモ法によって推計した国内総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別および四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これによりコモ法によって推計した国内総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

## (1)有形固定資産

まず国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計された総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引き、一国全体の住宅投資以外の有形固定資産（暦年計数）を求める。

つぎに公的企業の設備投資（暦年計数、有形分）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、有形分）を別途推計し、住宅以外の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引く。こうして求められたものが民間企業設備投資の有形固定資産（暦年計数）となる。

## (2)無形固定資産

コモ法により一国全体の無形固定資産（暦年計数）とその内訳としてのコンピュータソフトウェア（暦年計数）が推計される。この無形固定資産合計からコンピュータソフトウェアを差し引いたものが、プラントエンジニアリングと鉱物探査の合計となる。これらそれぞれについて、産業連関表、決算書等により主体別に分割し、制度部門分割を行う。（詳細は後述）

## II 需要項目別推計方法

### a . 住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』（建設省）の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用および居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計のもれ等を補正するための修正倍率（建設省推計）を乗じ、修正済居住専用建築物進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその 7 割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。

### (a) 民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

#### (i) 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』（経済企画庁）より推計する。

#### (ii) 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である居住専用・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を

乗じてもれ等を補正し、居住専用建築物進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』（建設省）における会社の分譲比率を用いて推計する。

さらに、法人住宅の非金融機関と金融機関への分割については、『45年国富調査』（経済企画庁）における法人資産の金融・非金融比率を用いて推計する。

#### (iii) 家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、非金融法人住宅、金融法人住宅および対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

#### (b) 公的住宅

中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」における公務員宿舍施設費、『地方財政統計年報』（自治省）における普通建設事業費のうちの住宅費、住宅都市整備公団および地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費および消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、『建設総合統計年度報』（建設省）に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割し、四半期計数を推計する。

### b. 非住宅投資

#### (a) 民間企業設備

##### i. 有形固定資産（有形非生産資産の改良を含む）

##### (i) 推計の概要

コモ法による国内総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）より住宅投資（民間住宅および公的住宅）、一般政府固定資本形成、および公的企業固定資本形成の各暦年計数を控除することにより、民間企業設備投資（暦年計数、有形分）を求める。これを主体別人的四半期推計値の合計を補助系列として、リン・チャウ法<sup>3</sup>を用いて四半期分割を行う。

---

3. リン・チャウ法：コモ総固定資本形成（暦年計数）から住宅、公的企業設備、一般政府、民間金融機関および民間非営利団体設備投資の暦年計数を控除して得られる値(A)を民間非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の設備投資を合計した補助系列(B)で分割する場合、単純にBの四半期比率によってAを分割すると、分割後の計数の10～12月期から1～3月期への変化率とBの10～12月期から1～3月期への変化率の間に乖離が生じる。

リン・チャウ法は、基準となる四半期パターンと推計した四半期の動きとの乖離をなるべく小さくする四半期分割の手法であり、線型回帰モデルにおける最良線型不偏推計量の理論を応用したものである。

Chow, G. C. and Lin, An-Lok (1971) "Best Linear Unbiased Interpolation, Distribution and Extrapolation of Time Series by Related Series" Rev. of Econ. & Statist, 53 377-375

主体別設備投資額の推計は、非金融法人企業、金融法人、および家計（個人企業）については、上述した方法によって求めた民間企業設備投資の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、主体別人的推計による非金融法人企業、金融法人、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（第2章「5. 消費税の取扱い」参照）することにより四半期別に推計する。

(ii) 各主体別推計

a) 民間非金融法人企業設備投資

『法人企業統計季報』（大蔵省）の有形固定資産新設額より推計する。この際、『法人企業統計季報』は資本金1千万円以上の法人を対象としているため、資本金1千万円未満の法人については『法人企業統計年報』（大蔵省）によりこのもれを補う。また当該四半期における新設法人に関しては『法務統計月報』（法務省）により資本金階層別に新設法人数を求め、補正を行う。

b) 金融機関設備投資

『法人企業動向調査』（経済企画庁）における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）より推計する。

c) 対家計民間非営利団体設備投資

『非営利団体実態調査』（経済企画庁）より推計する。

d) 家計（個人企業）設備投資

i). 農業

『農業経営統計調査』（農林水産省）における一農家あたり固定資産購入額の設備投資分の年度額を『農業経営動向統計月別収支』（農林水産省）の四半期ごとの一農家あたり平均固定資産購入額で分割し、これに農家戸数を乗ずることにより推計する。農家戸数は『農業センサス』をベンチマークに推計する。

ii). 製造業、卸・小売業、サービス業

建物以外の機械器具等分を『個人企業経済調査』（総務庁）の一業主あたり機械設備購入額に『国富調査』（経済企画庁）および『労働力調査』（労働省）により求めた自営業主数を乗ずることにより推計する。建物分は『建築物着工統計』（建設省）の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換することにより求める。

iii). それ以外の産業

『建築物着工統計』により該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換することにより推計する。

## ii. 無形固定資産

93SNAにおいて総固定資本形成の範囲が拡張し、新たに無形固定資産に関する支出を総固定資本形成に含める。無形固定資産は、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち受託開発分（受注ソフトウェア）、鉱物探査、プラントエンジニアリングから構成される。このうち、プラントエンジニアリングについては改訂前から固定資産として扱っており、改訂ではこれを無形固定資産として分類する。受注ソフトウェアおよび鉱物探査については、改訂前は中間消費として扱っており固定資産には含まれていないため、改訂に伴い新たに推計し、無形固定資産として総固定資本形成に計上する。

無形固定資産については、以下の方法により推計する。

コモ法により求められた一国全体の無形固定資産（暦年計数）のうち、受注ソフトウェア相当分については、暦年値を産業連関表（平成7年基準）の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は『特定サービス産業動態統計調査』（通産省）における受注ソフトウェアの月次売上高を用いることで分割する。鉱物探査相当分については、決算書より推計する。投資額はすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を4等分する。プラントエンジニアリング相当分については、コモ法による暦年値を、受注ソフトウェア相当分と同様、産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、有形固定資産の四半期分割比率により分割する。

無形固定資産の制度部門分割は、民間、公的の各部門内で行う。民間部門内での無形固定資産の主体別設備投資額は、上述した方法によって求めた無形固定資産総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の投資額を控除したものを、有形固定資産の分割比率により、非金融法人企業、金融法人、および家計（個人企業）に按分する。

## (b) 公的企業設備

### i. 有形固定資産

有形固定資産については中央、地方それぞれで以下の通り推計したのから別途推計する無形固定資産のうちプラントエンジニアリング相当分を控除する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』（自治省）の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度

計数を推計する。

四半期分割は、『建設総合統計年度報』（建設省）発注者別、工事種類別工事費における該当項目の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

## ii. 無形固定資産

無形固定資産については、コモ法により求められた一国全体の無形固定資本形成額（暦年計数）を受注ソフトウェア相当分については『特定サービス産業動態統計調査』（通産省）における月次売上高、プラントエンジニアリング相当分については有形固定資産と同様の手法により四半期分割し、年度計数および四半期計数を推計する。

次に産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。

さらに、公的部門内で受託ソフトウェア相当分については各制度部門の中間消費の割合、またプラントエンジニアリング相当分については各制度部門の有形固定資産の割合により按分し、消費税額を控除する。

## (c) 一般政府

### i. 年度計数の推計

中央政府および社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したもから用地費を控除することにより推計する。なお、93SNAにおいては、民間転用可能な防衛庁、自衛隊の施設等について固定資本形成として扱うこととなった（従来は中間消費扱い）。

地方政府の場合は地方財政統計年報の普通建設事業費、災害復旧事業費等および下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除している。（第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

無形固定資産のうち鉱物探査相当分については決算書により推計している。その他の無形固定資産については（b）公的企業設備と同様である。

### ii. 四半期計数の推計

『建設総合統計年度報』発注者別、工事種類別工事費における一般政府に該当する部門の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。

## (4) 在庫品増加

在庫品増加は、コモ法による推計値をもとに推計している。93SNAから、1度だけ生産物を産出する育成資産（立木、肉畜等）の自然成長分を仕掛品の在庫品増加として計上することとなった。

a . 民間在庫品増加の推計

民間在庫品増加額は、コモ法により推計されたグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫品増加額、消費税控除額（第 2 章参照）を差し引き、残差として求めている。なお、名目値・実質値とも推計手順は同一であり、それぞれコモ値の名目、実質値をもとに算出している。

( a ) 四半期計数

コモ値は暦年計数しか推計されないため、四半期計数は、暦年ベースの民間在庫品増加額を四半期に分割し求めている。

具体的には、育成資産以外の在庫品では、人的推計値（第 12 章参照）を補助系列として、暦年計数をバッシー法<sup>4</sup>により四半期分割し算出している。立木等育成資産については、暦年計数を 4 等分割して四半期値を作成している。

( b ) 部門別計数

法人企業・個人企業、および個人企業の内訳である農林水・非農林水といった部門別の計数は、民間在庫品増加額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割している。

ただし、立木のように人的推計ではカバーされないものについては、別途『世界農林業センサス』（農水省）の部門別面積比等を用いて部門分割している。

なお、金融法人および対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなしている。

( c ) 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている<sup>5</sup>。

民間在庫品増加の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出される。まず、『国富調査』の昭和 45 年末在庫残高をベンチマークとし、名目フローを累計することで各期の名目残高を算出する。次に、基準年末の名目残高 = 実質残高とにおいて、これをベンチマークに実質フローを累計し各期の実質残高を算出する。以上の手順で算出した名目残高を実質残高で除して残高デフレーターを算出している。

なお、残高デフレーターは立木等を除いた在庫品残高により算出している。

---

4 . バッシー法：単純にコモ暦年値を補助系列の四半期計数の比率で分割した場合、分割対象となる年（第 2 年）の第 1 四半期と、その前年（第 1 年）の第 4 四半期間で断層が生じる。これを避けるため、第 1 年と第 2 年の 8 四半期の比率法による修正係数に対し、各年の暦年値は不変に維持し、かつ第 1 年・第 2 年間および第 1 年とそれ以前の連続性が保たれるような修正率が示されている。

（L.Lewis Bassie; Economic Forecasting, New York, 1958, pp653-661）

5 . 在庫品増加の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫品増加は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしているものである。

## b. 公的在庫品増加

### (a) 概念の変更

93SNA の基準改訂において公的在庫品増加では 2 つの大きな概念変更が行われた。ひとつは従来在庫を持たないとみなされてきた一般政府においても在庫品増加を推計することとなった。この概念変更により、公的在庫品増加は在庫を保有する政府諸機関の格付けにより、公的企業分と一般政府分にわけて表章される。

また、従来固定資本形成に含められていた立木の成長分を仕掛り在庫の増加として推計することとなった。

### (b) 立木以外の在庫の推計方法

食糧管理特別会計（公的企業）、石油公団（一般政府）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除、在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量をかけて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については期末 WPI を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫品増加とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分している。

### (c) 立木の推計方法

コモ法により求められた一国全体の立木の在庫品増加額（暦年計数：名目値、実質値）を産業連関表における育林の生産額の推計方法（『国有林野事業統計書』、『林業統計要覧』等より推計する）に基づいて公的（公的企業・一般政府）、民間の各制度部門に按分し、消費税額の控除を行って推計する。

四半期分割については等分している。

## (5) 財貨・サービスの輸出、輸入

名目値については、『国際収支統計』の項目を一部国民経済計算の概念に組み替えて推計している。（詳細は第 5 章参照）

実質値については、輸出入デフレーターの商品群区分（第 7 章参照）別にそれぞれ名目値を実質化し、さらにこれらの商品群別の実質値を合計して財貨・サービスの実質値を作成している。財貨・サービス輸出入デフレーターは、このようにして求めた実質値で名目値を除することにより、インプリシットに算出している。

なお、『国際収支統計』では財貨の商品別内訳が不明のため、国際収支統計ベースの財貨輸出入額を『貿易統計』（大蔵省）の通関品目別内訳の比率で分割し、商品群別の名目値を作成している。

## 2 . 国内総生産の推計

### ( 1 ) 雇用者報酬

第 3 章「付加価値法」、第 8 章「所得支出勘定の推計」参照

### ( 2 ) 営業余剰・混合所得

第 3 章「付加価値法」、第 8 章「所得支出勘定の推計」参照

### ( 3 ) 固定資本減耗

第 3 章「付加価値法」、第 9 章「資本調達勘定の推計」参照

### ( 4 ) 生産・輸入品に課される税、補助金

第 3 章「付加価値法」参照

### ( 5 ) 統計上の不突合

国内総支出と国内総生産は概念上は一致すべきであるが推計上の接近方法が異なるため、推計値にくいちがいが生じることがある。このくいちがいを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るため表章される。

国民経済計算では、

統計上の不突合 = 国内総支出 - 国内総生産

として、国内総支出に合わせる形を取っている。